

改正

令和3年6月17日条例第20号

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年条例20号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる執行機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

一部改正〔令和3年条例20号〕

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月17日条例第20号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
町長	四万十町福祉医療費助成に関する条例(平成18年四万十町条例第61号)による乳幼児等の医療費の助成に関する事務
	四万十町福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務
	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年四万十町条例第68号)

	によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務
教育委員会	四万十町奨学金貸付条例（平成18年四万十町条例第51号）による奨学金の貸付けに関する事務
	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱（平成18年四万十町教育長告示第4号）による奨励費の支給に関する事務
	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年四万十町教育長告示第3号）による援助費の支給に関する事務

一部改正〔令和3年条例20号〕

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
町長	四万十町福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報
	四万十町福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報
	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報
教育委員会	四万十町奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報
	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱による奨励費の支給に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報
	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱による援助費の支給に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報

一部改正〔令和3年条例20号〕

別表第3（第5条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	四万十町特定教育・保育施設使用料徴収規則（平成27年四万十町規則第15号）による保育料の決定に関する事務	町長	地方税関係情報 住民票関係情報
	四万十町特定保育施設利用者負担金徴収規則による保育料の決定に関する事務	町長	地方税関係情報

収規則(平成27年四万十町規則第16号)による保育料の決定に関する事務		住民票関係情報
四万十町奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務	町長	地方税関係情報 住民票関係情報
四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱による奨励費の支給に関する事務	町長	地方税関係情報 住民票関係情報
四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱による援助費の支給に関する事務	町長	地方税関係情報 住民票関係情報

一部改正〔令和3年条例20号〕